

ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に
規定する特定施設(水質基準対象施設)の追加」に対する
意見の募集結果について

平成14年7月

概要

環境省では、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）に規定する特定施設（水質基準対象施設）にカーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設等を追加し、その水質排出基準を10 pg-TEQ/lとするため、ダイオキシン類対策特別措置法施行令（平成11年政令第433号）等の改正を行うこととしております。

本改正について、平成14年4月3日から4月30日まで、広く国民から意見の募集（パブリックコメント手続）を行った結果、1件の意見が提出されました。

【意見の提出状況】

封書によるもの	0通
FAXによるもの	0通
電子メールによるもの	1通
計	1通
意見のべ総数	1件

意見及びこれに対する環境省の考え方・対応については以下のとおりです。

意見の概要	件数	意見に対する対応
今回特定施設として追加する「ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設」について、ジオキサジンバイオレットを原料として有機顔料を製造する工程に係る施設を含むという誤解を与えるおそれがないよう表現を変更すべき。	1	「ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設」とは、ジオキサジンバイオレットを合成・製造する施設のことであり、ジオキサジンバイオレットを使用して有機顔料等を製造する施設はこれに該当しないことは明らかであると考えていますが、都道府県等に対しては、このことを文書で通知することとしています。